

仙北市スポーツ推進委員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 スポーツ基本法に基づき、「住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置」を実施するため、仙北市スポーツ推進委員（以下「委員」とする。）を地域に派遣し、運動のきっかけを作り、もって市民スポーツの推進を図る。

(実施主体)

第2条 実施主体は、仙北市教育委員会とする。

(事業対象)

第3条 事業を実施する対象は、次のとおりとする。

- (1) 仙北市民でおおむね5名以上の団体・グループで、友人等との活動、スポーツ少年団指導者会、各地区団体、企業等でのスポーツ教室及び地域の運動会など。
- (2) 委員を派遣する場所は、以下のとおりとする。
 - ア 公共施設
 - イ 地域の会館や広場
 - ウ その他教育長が認める施設等

(指導種目)

第4条 委員が指導する種目は、体力測定やストレッチ体操、ウォーキング、ペタンクやターゲットバードゴルフなどの軽スポーツその他教育委員会が認めた種目とする。

(事業の実施)

第5条 事業の実施については、次のとおりとする。

- (1) 派遣申請者（以下「申請者」という。）は、スポーツ推進委員派遣申請書（様式第1号）により仙北市教育長に委員の派遣を申請するものとする。
- (2) 教育長は、市民から委員の派遣申請があったとき、その内容を確認し妥当と判断した場合、仙北市スポーツ推進委員長（以下「委員長」という。）へ委員の派遣を要請する。
- (3) 委員長は、派遣する委員を決定し教育長と当該委員へ通知する。派遣の決定を受けた委員は、事前に申請者と指導内容等について確認する。
- (4) 派遣された委員は、実施した指導概要等をスポーツ推進委員派遣事業報告書（様式第2号）により、教育長と委員長に報告するものとする。

(その他)

第6条 事業の実施にあたっては、次により行うものとする。

- (1) 派遣する時間は最大で、指導者 1 人につき午前 3 時間又は午後 3 時間を基本とする。
- (2) 派遣料は無料とするが、委員の入場料等の実費相当分は、申請者の負担とする。
- (3) 派遣する業務内容は、実技指導とする。
- (4) 派遣申請書は、実施日の 3 週間前までに教育長あてに提出するものとする。
- (5) 事業に必要な会場や用具等は、申請者が準備するものとする。
- (6) 政治・宗教・営利を目的とする活動と判断したときは、委員を派遣しない。
- (7) この要綱の目的に反する恐れがあるときや、委員の都合により派遣しない場合がある。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。